

平成29年

○国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準の一部を改正する基準等について

改正理由

教育研究基礎経費の配分方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

教育研究評議会 平成29年 3月22日 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成29年 3 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準（平成16年 3 月 3 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成29年 3 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱い

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い（平成16年 3 月 3 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準の一部改正について

改正理由：教育研究経費の配分方法の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項に区分し、各事項の予算額、配分方法及び配分額については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</p> <p>(1) <u>教育研究基礎経費</u></p> <p>(2) <u>授業経費</u></p> <p>(3) <u>学生引率実地指導旅費</u></p> <p>(4) <u>教育研究整備充実費</u></p> <p>(5) <u>若手教員等研究支援費</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第5号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育実践研究推進本部の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則 <u>この基準は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度教育研究経費の配分から適用する。</u></p>	<p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項及び割合に区分し、各事項の予算額、配分方法及び配分額については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が審議する。<u>なお、教育研究基礎経費、授業経費及び学生引率実地指導旅費については、教育研究整備充実費及び若手教員等研究支援費を除いた予算額を割合に応じて各事項へ配分する。ただし、教育研究経費に著しい増減があった場合は、必要により率の見直しを行う。</u></p> <p>(1) <u>教育研究基礎経費</u> 56.6%</p> <p>(2) <u>授業経費</u> 41.6%</p> <p>(3) <u>学生引率実地指導旅費</u> 1.8%</p> <p>(4) <u>教育研究整備充実費</u></p> <p>(5) <u>若手教員等研究支援費</u></p> <p>2 <u>前項において著しい増減とは、教育研究経費の総額に対し10%を超える増減があった場合をいう。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、第1項第5号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育実践研究推進本部の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：教育研究基礎経費の配分方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 「教育研究基礎経費」については、<u>毎年度、教員個人</u>（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員及び教員養成開発連携センター専任教員を除く。）に配分する。特任教員については、<u>教員配分単価の20%の予算額</u>を配分する。</p> <p><u>2 「教育研究基礎経費」は、大学教員については、基礎額と加算額の合計額を配分し、特任教員については、基礎額を配分する。基礎額と加算額は次のとおりとする。</u></p> <p><u>① 基礎額</u>  <u>① 常勤教員 一人当たり120,000円</u>  <u>② 特任教員 一人当たり前項に規定する額</u></p> <p><u>② 加算額</u>  <u>科学研究費補助金（種別は問わない。）に申請した常勤教員（新規の申請代表者に限る。） 50,000円</u></p> <p><u>3 年度途中採用教員については、配分単価の50%を基本額として配分し、残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（第2（3）の経費配分において同じ。）</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この取扱いは、平成29年3月23日から施行し、平成29年度教育研究経費の配分から適用する。</u></p>	<p>第1 「教育研究基礎経費」については、<u>毎年度の教員の現員数</u>（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員及び教員養成開発連携センター専任教員を除く。）に<u>応じて個人に配分</u>する。特任教員については、<u>教員配分単価の20%の予算額</u>を配分する。</p> <p><u>2 年度途中採用教員については、配分単価の50%を基本額として配分し、残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（第2（3）の経費配分において同じ。）</u></p> <p>〔省略〕</p>